

第1476号

AFN-1476

Timely

1994年1月17日創刊 毎週発行
葵総合経営センターだより週刊版

2023年 8/7 (月)

『マンション評価方法新設へ 一定の補正率設定－国税庁通達』

国税庁は、居住用の区分所有財産の相続税評価額について、市場価格との乖離等を踏まえ、評価方法の新設に向けたパブリックコメントを募集している。評価方法としては、(1)一室の区分所有権等に係る敷地利用権の価額:「自用地としての価額」に、一定の補正率を乗じて計算した価額を当該「自用地としての価額」とみなして評価する。(2)一室の区分所有権等に係る区分所有権の価額:「自用家屋としての価額」に、一定の補正率を乗じて計算した価額を当該「自用家屋としての価額」とみなして評価する。補正率の算式は、(1)評価水準が1を超える場合:補正率=評価乖離率(2)評価水準が0.6未満の場合:補正率=評価乖離率×0.6。評価乖離率の算式は、○評価乖離率=A+B+C+D+3.220(「A」、「B」、「C」及び「D」は、それぞれ次による。「A」=当該一棟の区分所有建物の築年数×△0.033。「B」=当該一棟の区分所有建物の総階数指数×0.239。「C」=当該一室の区分所有権等に係る専有部分の所在階×0.018。「D」=当該一室の区分所有権等に係る敷地持分狭小度×△1.195。適用時期は、令和6年1月1日以後に相続、遺贈又は贈与により取得した財産の評価に適用。パブコメの募集期間は8月20日(日)まで。

『宿泊業の6割、人手「戻らず」 コロナ禍で雇用減の影響残る』

帝国データバンクは企業の「正社員・アルバイト」従業員数の動向調査結果を発表した。2022年度末とコロナ前の19年度末の3年間で、正社員のほか、パート・アルバイトを含めた従業員数が比較可能な約7万2000社を調査した結果、3割超の約2万3000社で、総従業員数がコロナ前に比べて「減少した(戻っていない)」ことが判明。減少幅を見ると、「1割以下」が15%で最も多く、次いで「2～3割以下」が14%だった。一方、19年度から5割超減となった企業も2%あった。

雇用形態別に見ると、正社員がコロナ前から「減少」した企業は31.3%で、なかでも5割超減少した企業は2.3%あった。一方、非正社員では34.2%の企業でコロナ前から「減少」し、5割超減少した企業が9.4%に上った。業種別では、総従業員数が「減少」した割合が最も多いのはホテル・旅館などの宿泊業で、62.4%の企業で総従業員数が減少。飲食店や娯楽業、出版・印刷といった業種でも5割超で総従業員数がコロナ前から戻らず、なかでも飲食店における非正社員の「減少」割合は全業種中で最高だった。一方、総従業員数が「コロナ前水準(減少の割合が低い)」だった業種は、医療業やソフトウェア開発などの専門サービスなど。

出典元:日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます



＜夏期休業のご案内＞

令和5年8月11日(金)から8月15日(火)まで休業させていただきます。
次回の発信は8月21日(月)の1477号です。よろしくお願いたします。



21世紀を創造する中小企業のベストパートナー

葵総合経営センター

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目14番22号

(葵総合税理士法人)

TEL : (052) 331-1768 FAX : (052) 332-5282

『Homepage』 <http://www.aoi-cms.com/> 『e-mail』 aoi@aoi-cms.com